

平成27年度 保育認定(2号・3号)にかかる利用者負担額(月額)

(保育所(園)、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育)

※年齢については、平成27年3月31日現在の満年齢により決定します。

【単位:円】

階層区分		保育標準時間				保育短時間				
		3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児		
		第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	第一子 (基準額)	第二子 (1/2額)	
生活保護世帯	A	0	0	0	0	0	0	0	0	
市民税非課税世帯	B	0	0	0	0	0	0	0	0	
市民税所得割非課税世帯	C1	3,320	1,660	4,110	2,050	3,260	1,630	4,040	2,020	
市民税所得割課税額	48,600未満	C2	5,280	2,640	6,170	3,080	5,190	2,590	6,070	3,030
	51,500未満	D1	8,930	4,460	11,180	5,590	8,780	4,390	10,990	5,490
	56,600未満	D2	12,570	6,280	14,960	7,480	12,360	6,180	14,710	7,350
	74,000未満	D3	17,600	8,800	18,840	9,420	17,300	8,650	18,520	9,260
	97,000未満	D4	19,310	9,650	26,650	13,320	18,980	9,490	26,200	13,100
	112,000未満	D5	21,020	10,510	33,450	16,720	20,660	10,330	32,880	16,440
	132,000未満	D6	22,730	11,360	40,760	20,380	22,340	11,170	40,070	20,030
	169,000未満	D7	24,680	12,340	44,000	22,000	24,260	12,130	43,250	21,620
	203,800未満	D8	26,410	13,200	51,690	25,840	25,960	12,980	50,810	25,400
	301,000未満	D9	28,140	14,070	54,330	27,160	27,660	13,830	53,410	26,700
	397,000未満	D10	31,030	15,510	57,460	28,730	30,500	15,250	56,480	28,240
	480,000未満	D11	32,600	16,300	60,600	30,300	32,050	16,020	59,570	29,780
	671,800未満	D12	34,180	17,090	65,750	32,870	33,600	16,800	64,630	32,310
671,800以上	D13	35,770	17,880	70,900	35,450	35,160	17,580	69,690	34,840	

※階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基づく利用者負担額となります。

※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

※利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額から決定する場合があります。

※同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、下記対象施設を利用している場合、その中で最も年齢の高い児童(1人目)の利用者負担額は基準額、次に年齢の高い児童(2人目)の利用者負担額は1/2額、その他の児童(3人目以降)の利用者負担額は無料となります。

【対象施設】保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育等)、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援

※課税額の算定に必要な書類の提出がない、市民税の申告がないなど、課税額の確認ができない場合は、最高階層(D13)にて利用者負担額決定します。

※平成27年3月31日時点で保育所、家庭的保育、グループ型小規模保育を利用し、平成27年4月1日以降も引き続き利用する児童に関しては、子ども子育て支援新制度による変更の影響を軽減するため、以下の経過措置を行います。

- ・平成27年4月～8月の利用者負担額階層区分は、平成26年度末のものを引き継ぎます。
- ・経過措置の対象児童が退所するまでの間、平成22年度税制改正により廃止された、年少扶養控除(0～15歳)、特定扶養親族(16～18歳)に対する扶養控除の上乗せ部分を、廃止がないものとして計算します。ただし各階層区分を決定する市民税所得割課税額の調整を行います。
- ・家庭的保育およびグループ型小規模保育の継続児童に関しては、平成26年度時点の保育料水準を考慮した利用者負担額を別途検討しています。